

遊佐パーキングエリアタウン事業建築基本設計委託業務 実施要領等に関する質問・意見への回答

・遊佐パーキングエリアタウン事業建築基本設計委託業務の実施要領等に関して、令和5年8月25日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。多くの質問・意見をいただき、誠にありがとうございました。

・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和5年9月1日

遊佐町

(様式1)

No	実施要領該当ページ等	質問事項	回答
1	実施要領 P02 3	参加資格について、JV(設計共同体)での参加は可能か。	JV(設計共同体)での参加は可能とします。
2	実施要領 P02 3	JV(設計共同体)で参加の場合、参加資格については、①、②、④、⑤、⑥、⑦は構成企業全員が満たし、③は代表企業が満たせばよいと考えて宜しいか。	お見込みのとおり、JV構成企業に対しては「③1,000㎡以上の建築物の設計実績」を求めないこととします。
3	実施要項 P02 3	設計実績に関して、前職事務所での担当実績は記載可能でしょうか。また可能な場合、その実績証明を示すには何をご提出すればよいでしょうか。	前職事務所での担当実績は評価の対象としません。
4	実施要領 P02 3	共同企業体(JV)での参加は可能でしょうか。	No1に記載のとおりです。
5	実施要領 P02 3	3.参加資格及び条件 2社以上でJVを組んで参加する場合、3_参加資格及び条件に記載の①「令和5.6年度遊佐町建設工事等競争入札参加資格名簿」に登載は代表企業のみでよろしいでしょうか。	No2に記載のとおりです。構成企業に対しても求めます。
6	実施要領 P02 3	3.参加資格及び条件 2社以上でJVを組んで参加する場合、3_参加資格及び条件に記載の事項は代表企業のみが満たしていればよろしいでしょうか。	No2に記載のとおりです。
7	実施要項 P02 3③ P7 5(5)②イ	P2③の参加できる条件として記載と、P7の*類似業務として評価できる条件が異なっており、その内容は 1.業務実績年代が平成10年以降→平成25年以降、2.国交省告示第98号別添二中の第四から十二号の建物→国交省告示第98号別添二中の第四、五、十二号のみの建物限定 3.面積は1000㎡→1250㎡となっており、参加可能要件と実績条件が大きく異なっていますが間違いでしょうか。それとも整備条件により近い同種同類条件の実績の評価点を求めるためそうしているのでしょうか？	実施要領2ページ③については本プロポーザルへの参加資格及び条件を問うているものであり、7ページに記載している評価対象とする実績とは意味合いが異なります。 実績として評価の対象となるものは、7ページに記載のとおりです。

(様式 1)

No	実施要領該当ページ等	質問事項	回答
8	実施要項 P03 3(1)②	「②管理技術者及び建築（総合）の主任技術者は兼任しないこと。」と記載ありますが、ここでの兼任の意味は両者の兼任であって、それ以外の主任技術者（構造・電気・機械・ランドスケープ）との兼任は可能という考えでよろしいでしょうか	管理技術者と建築（総合）の主任技術者は兼任できません。また、各分担業務分野の主任技術者を1名ずつ配置することを求めているため、兼任は認めません。
9	実施要項 P03 3(1)③	「管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、参加申し込み時点において参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上あること。」とありますが、本プロポーザルに参加するため、新たにJVにて入札参加資格を提出する場合、恒常的な雇用関係はなくてもよいのでしょうか。それとも管理技術者及び建築（総合）主任技術者は同じ事務所が原則という意味でしょうか？	各構成企業において雇用関係が3か月以上あることを求めています。
10	実施要項 P03 3(1)③	「また、協力事務所の配置予定技術者においても告示日前に、当該協力事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。」と記載ありますが、元来協力事務所とは雇用関係はなく、物件ごと業務対価で協力するのが常です。雇用関係を結んでいる協力事務所は現状あり得ないと思いますが、この箇所の意味を教えてください。	各協力企業において雇用関係が3か月以上あることを求めています。
11	実施要領 P03 3(1)③	JV（設計共同体）で参加の場合、配置予定技術者について、管理技術者と主任技術者を異なる構成企業から配置する場合、③の要件は考慮しないものとして宜しいか。	実施要領3ページ③では、各構成企業等（協力事務所を含む）において3か月以上の雇用関係を有する必要があることを定めています。したがって、管理技術者と主任技術者を異なる構成企業から配置する場合、各構成企業において3か月以上の雇用関係を有している必要があります。
12	実施要領 P04 5	5. 手続等に関する事項 一次選考通過者に対して電子データ等で配布される追加資料に関して、質問が生じた場合、追加質問は可能という認識でよろしいでしょうか。	一次審査結果の通知及び技術提案依頼（9/27）に合わせて質問・回答の機会を設けます。
13	実施要領 P05 5(2)	質問書の提出に関して、記載のある期間とは別で、一次審査通過後などに改めて質問・回答の機会を設けて頂くことは可能でしょうか。	No12に記載のとおりです。

(様式1)

No	実施要領該当ページ等	質問事項	回答
14	実施要領 P05 5(2)	本プロポーザルは、一次審査通過後に提示される資料がございます。このため、一次審査結果通知後に再度の質問機会（第2回質疑応答）をいただきたく、ご検討のほどお願いいたします。	No12に記載のとおりです。
15	実施要領 P07 5(5)②イ 評価要領 P04 3(3)④イ	業務実績に関して、実施要領では平成25年4月以降に「竣工した」とありますが、評価要領には「履行した」とあります。基本設計もしくは実施設計を完了した業務（工事は未竣工）についても、評価して頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	実施要項 P07 5(5)②イ	元請（JVにあっては代表者に限る）とありますが、DBO案件での「設計建設工事請負契約」を設計施工JV（代表者：建設企業 構成員：設計企業 建設企業3社）として発注者から直接受注した場合、同種実績として評価されるのかご教示ください。	同種または類似実績として評価します。証明できる資料を併せて提出ください。
17	実施要領 P07 5(5)②イ	業務実績について、海外での実績についても同様に記載可能でしょうか。（事務用途を想定）	評価判断の視点から日本国内での実績に限ります。
18	実施要領 P07 5(5)②イ	業務実績について、同種業務と類似業務については採点の差異がありますでしょうか。又ある場合、その割合を教えてくださいことは出来ますでしょうか。	評価要領4ページに記載のとおりです。
19	実施要領 P07 5(5)②イ	業務実績について、類似業務において同一の号においての複合施設で床面積を満たすものは実績となる認識でよろしいでしょうか。（公民館+図書館の合計床面積が1250㎡以上）	お見込みのとおりです。
20	実施要項 P07 5(5)②イ	デザインビルド方式で受注したためJVの代表者は施工会社ですが、設計企業として設計を100%自社（設計事務所）で行った業務については同種・類似の条件に合致すると理解してよろしいでしょうか。	同種または類似実績として評価します。証明できる資料を併せて提出してください。

(様式1)

No	実施要領該当ページ等	質問事項	回答
21	実施要領 P07 5(5)②イ	単延床面積1,250㎡以上の新築工事に係る基本設計～とありますが、単一発注設計業務の単体では1,250㎡に満たない建築年度の異なる複数の棟（付属棟等）は同一敷地内にあるため、合算して1棟とみなしてよろしいでしょうか。	単一発注設計業務の単体を評価します。
22	実施要領 P07 5(5)②イ	※類似業務について、公衆浴場等の業務は類似業務として認められますか？	本事業では公衆浴場の整備は計画していないことから類似業務としても評価の対象とはなりません。
23	実施要領 P07 5(5)②イ	ランドスケープ担当者の同種業務・類似業務の実績に該当する基準をお示してください。	<p>ランドスケープ担当者の評価する実績については以下のとおりとします。</p> <p>同種業務 5（5）イに記載の同種や類似の建物であることを満たし、且つ5,000㎡以上の公園・緑地広場に関する設計業務、または1,000㎡以上の外構広場に関する設計業務を行った実績</p> <p>類似業務 5,000㎡以上の公園・緑地広場に関する設計業務、または1,000㎡以上の外構広場に関する設計業務を行った実績</p> <p>とします。元請け（JV代表者）かどうかは問わないこととします。</p>
24	実施要領 P08 5(6)②ウ	(6) 提案書に求める必要事項/②提案課題の様式/ウ/に表現内容の制限の記載がありますが、この基準は平成30年4月2日付け大臣官房官庁営繕部事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準じるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、今回の公募はプロポーザルであるため、建築物の具体的なデザイン案を求めているわけではなく、設計対象に対する発想・解決方策等の技術提案を評価するものであることにご留意のうえ提案書を作成ください。
25	実施要領 P10 7(2)①ウ	(2) 第二次審査（審査員審査）/①プレゼン等/ウ実施方法/に「審査委員会が求めた追補資料」の持ち込みが必要になる場合がある旨記載がありますが、そのご指示は提案書を提出したあとプレゼンまでの間に個別に指示があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

(様式1)

No	実施要領該当ページ等	質問事項	回答
26	実施要領 P10 7(2)ウ	・ただし、審査委員会が求めた追補資料についてはこの限りではない。とありますが、この追補資料とは大体いつ頃までに求められるものでしょうか。	現時点では未定ですが、二次審査(11/14)の前週中にご連絡します。
27	実施要領 P12 8(2)	提案内容を裏付ける同種・類似実績などが明示されている場合とありますが、他施設の写真等を掲載してよろしいですか。	他施設の写真等を掲載しても構いませんが、同種・類似実績を記載する上で、参加企業名がわからないように留意してください。A市道の駅や、B町交流施設など施設名称も伏せてください。 また、実施要領14ページ 13その他(4)(5)に記載のとおり、最優秀提案書の内容は公表の対象となるため、写真等の著作権は提案者が有するものに限ります。
28	評価要項 P06 5(5)	管理技術者と主任技術者の実績に関して、前職事務所での担当実績は算入可能でしょうか。 また可能な場合、その実績証明を示すには何をご提出すればよいでしょうか。	前職事務所での担当実績は評価の対象としません。
29	評価要領 P07 5(5)②イ	業務実績に関して、同種・類似以外の実績については、実績なしと同等で評価の対象にはならないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	評価要領 P07 5(5)②イ	イ.業務実績の判断基準に「同種業務の実績、類似業務の実績及びその際、携わった立場により評価する」と記載がありますが、今回予定している主任技術者の業務実績として、実績へ携わった立場(管理技術者・主任技術者・担当者)での評価ウェイトをお示しくください。	実績へ携わった立場での評価ウェイトは設けておりません。
31	様式	「エ.業務実施方針」、「オ.特定テーマに対する技術提案」の様式が示されていますが、A3版用紙内であれば、この様式の枠線の有無、余白寸法は、提案者が任意で設定してよろしいでしょうか。	余白寸法は任意で構いませんが、枠線、タイトルやテーマは残してください。